

○東庄町空家等の適正管理に関する条例

令和6年3月11日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、町民の安全及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 町内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全空家等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等をいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者又は管理について権限を有する者をいう。
- (5) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学するものをいう。

(所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適切に管理し、町が実施する対策に協力するよう努めるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、法第4条第1項に基づき空家等の適正管理の推進のために必要な施策を実施するものとする。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、空家等が適正な管理ができていない状態にあると思料すると

きは、当該空家等の情報を町に提供するよう努めるものとする。

- 2 町民等は、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、町が実施する対策に協力するよう努めるものとする。

(協議会)

第6条 法第8条に規定する協議会として、町に東庄町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 特定空家等の認定及び措置に関する事項
- (2) 法及びこの条例の規定によりその権限に属された事項
- (3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、空家等の適正管理及び有効活用
の推進に関し町長が必要と認める事項

- 3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入調査等)

第7条 町長は、第5条第1項の規定による情報の提供があったとき、又は必要があると認めるときは、法第9条の規定に基づき必要な調査を行うものとする。

(管理不全空家等に対する措置)

第8条 町長は、管理不全空家等の所有者に対し、法第13条の規定に基づき、指導又は勧告をすることができる。

(特定空家等の認定等)

第9条 町長は、第7条の規定による調査を行った結果、当該空家等が町民等の生活環境に深刻な影響を及ぼすと認められるとき、又は前条に規定する勧告をしてもなお、その状況が改善される見込みがないときは、当該空家等の物的状態及び周辺にもたらす影響を勘案し、当該空家等を特定空家等と認定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 3 町長は第1項の規定による認定をしたときは、当該所有者等にその旨を通知

するとともに、法第22条第1項の助言又は指導を行うものとする。

4 町長は、法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ勧告をしようとする者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

5 町長は、第1項の規定による認定、法第22条第3項の規定による措置命令、同条第9項又は第10項に規定する措置をしようとするときは、あらかじめ協議会で協議するものとする。

6 町長は、法第22条第11項の規定に基づく措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にその措置を行わせる場合は、前項に規定する協議会での協議は省略することができる。なお、当該協議を省略したときは、当該措置実施後、速やかに措置内容等を協議会に報告しなければならない。

(緊急安全措置)

第10条 町長は、空家等に起因する倒壊、崩落、崩壊、飛散その他著しい危険が切迫し、人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害(以下「危害等」という。)を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に当該危害等を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がないと認める場合に限り、当該危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。

2 町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、緊急安全措置を講じた場合において、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等を確知できないとき、又は当該空家等の所有者等の所在が判明しないときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を告示するものとする。

4 緊急安全措置を講ずる職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 町長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じた場合において、それに要した費用を当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等に負担させることが適当

であるときは、当該費用を所有者等に負担させることができる。

(民事による解決との関係)

第11条 この条例の規定は、特定空家等の所有者等と当該特定空家等により被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げない。

(関係機関との連携)

第12条 町は、特定空家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、当該空家等の存する区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、必要な措置を要請することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。